

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 市職員は、住民からの通報、消防吏員及び警察官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員、関係課及び消防機関⁶等に報告する。

イ アの場合、市長は、速やかに、消防庁、県及び県警察等の関係機関に対し連絡するとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

ウ 緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関（表3-1）に対し迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

⁶ 消防組織法第24条の3第3項により同法第9条に定める 消防本部、消防署、消防団をいう。

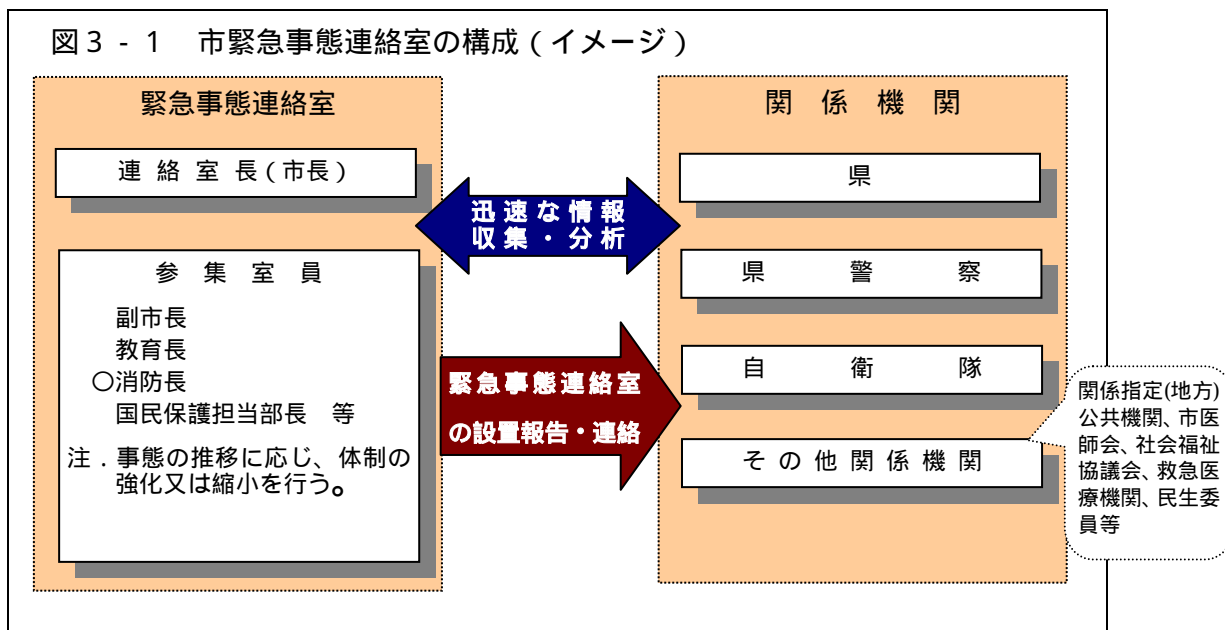


表3-1 情報収集及び伝達関係機関

情報伝達先関係機関	
国機関	消防庁、自衛隊
県機関	安全防災局、県央地域県政総合センター、厚木土木事務所
	大和保健福祉事務所
	県警察
	その他関係機関
近隣市町村	
消防団	
関係指定公共機関 指定地方公共機関 市の区域内に所在 又は関係する機関 等に限る。	市医師会等、日本赤十字社神奈川県支部綾瀬市地区、最寄りの災害医療拠点病院、その他医療機関
	運送事業者（機関）
	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）
	電気・通信事業者等 （生活関連等施設の管理者を含む。）
生活関連等施設の 管理者	変電所
	水道事業者
	電気通信事業者
	危険物質等の取扱者

多数の者が利用する施設	学校等教育機関
	医療機関（災害医療拠点病院を含む）
	社会福祉施設、介護施設
	その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設）
その他	市議会、自治会、民生委員、自主防災組織の代表等
	市社会福祉協議会
	さがみ農業協同組合綾瀬支店、綾瀬市商工会、綾瀬青年会議所等

(2) 初動措置の確保

ア 市は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域⁷又は消防警戒区域⁸の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示等⁹及び警戒区域の設定¹⁰を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置¹¹を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

イ 市は、警察官職務執行法¹²に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等¹³が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 市長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたにもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定がない場合においても、必要に応じ、自ら又は警察官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定について要請するなどの措置を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、消防組織法又は災害対策基本法等に基づき¹⁴、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

⁷ 消防法第23条の2

⁸ 消防法第28条、第36条

⁹ 災害対策基本法第60条、第61条

¹⁰ 災害対策基本法第63条

¹¹ 災害対策基本法第62条

¹² 警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めている。

¹³ 警察官職務執行法第4条

¹⁴ 消防組織法第21条（消防の相互応援）、第24条（消防と警察の相互協力）、第24条の3（消防庁長官に対する消防の応援又は支援：緊急消防援助隊を含む。）、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（知事に対する応援の要求等）等。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

ア 緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

イ 市長は、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(5) 緊急事態連絡室等を廃止する場合の通知

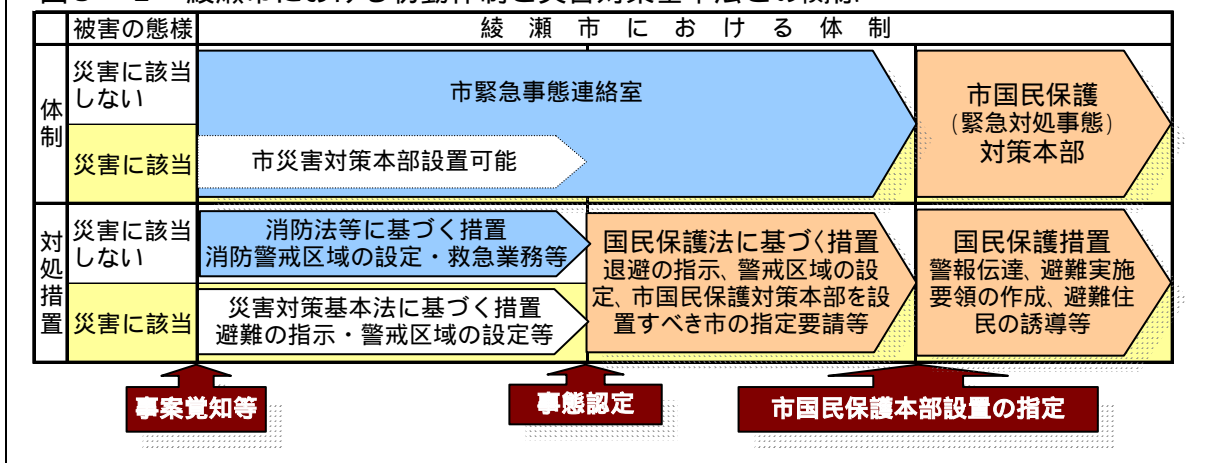
市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関（表3-1）に対し、連絡する。

2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたにもかかわらず市に対し、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定がない場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化する必要があると判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

図3-2 綾瀬市における初動体制と災害対策基本法との関係



【参考2：緊急事態連絡室等の代わりに市災害対策本部を設置した場合の対応】

1 災害対策基本法は、武力攻撃災害に対処することを想定した法律ではないため、災害対策基本法第2条に規定される「災害」に該当する事項以外については、原則として、市災害対策本部を設置できないとされることから、事態認定後については、市災害対策本部を設置できない。

○災害対策基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2 ただし、テロ等が発生した場合、当該事象に基づく火災や負傷者の発生原因が解明・特定されるまでに時間を要すると想定されることから、事態認定前においては、災害対策基本法第23条に基づく市災害対策本部が設置されることもあり得るものと考えられる。

3 2の場合、市災害対策本部設置後に政府において事態認定が行われ、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。また、市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部課等及び関係機関に対し周知徹底する必要がある。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能、市対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）市対策本部職員等に対し、参集時の連絡手段としての連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎事務棟1階J1-1会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したことを報告する。

市対策本部は、関係機関（表3-1）に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知する。

オ 交代要員等の確保

市対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合、表3-2で定める市対策本部の代替設置場所等に市対策本部を設置する。

表3 - 2 市対策本部の代替設置場所

順位	市対策本部開設のための予備施設
第1位	綾瀬市消防庁舎2階 講堂
第2位	綾瀬市立寺尾いずみ会館 多目的ホール
第3位	綾瀬市立南部ふれあい会館 多目的ホール

市長は、市の区域を越える避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織及び業務

市対策本部の組織及び業務については、市対策本部長が別に定める。

(4) 市対策本部における広報等

ア 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、市対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う情報通信班を設置するとともに広報担当部署として広報班を設置し、広報広聴体制を整備する。

イ 住民への情報伝達については、市防災行政無線及び広報車等の利用、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 住民への情報提供に当たっては、次に留意する。

提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。

市対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

住民への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携の上行う。

(5) 市現地対策本部の設置

ア 市長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

イ 市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その

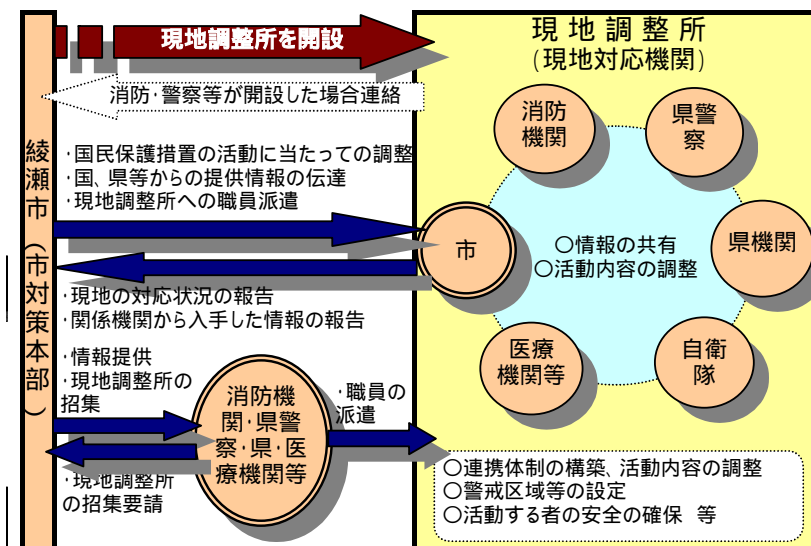
他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要があると認めるときは、市（現地指揮責任者）が、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

イ 市は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員（現地指揮責任者）を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

図3-3 現地調整所の組織編制



【参考3：現地調整所の性格について】

1 現地調整所の設置目的

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。

【現地調整所の設置が考えられるケースの例】

- 避難実施要領に基づく避難誘導の実施に際し、関係機関による連携した活動を行うための調整を要する場合。
- 大規模な被害又はNBC兵器に伴う武力攻撃災害など特殊な被害が発生した場合において、関係機関（現場及び県、医療機関等）に対し速やかに情報提供を行う必要があり、又は、国その他関係機関に対し必要な応援等を求める必要がある場合。

2 現地調整所の設置場所

現地調整所は、事態発生の現場周辺の安全が確認できる場所において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

3 現地調整所の設置によって期待される効果

- (1) 現地調整所においては、原則として、市現地指揮責任者の主導により、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことにより、情報の共有化と連携の強化を図る。
- (2) 現地調整所において、定時又は随時に会合を開くことにより、関係機関から、被災及び医療等に関する情報や対処状況に関する報告等が定期的に提供されるため、市は、避難誘導の誘導、退避の指示及び警戒区域の設定等の権限を行使する際に、現場での関係機関全体の活動状況等を踏まえた国民保護措置を実施等することが可能となる。
- (3) 現地調整所で関係機関から提供される最新の情報について、それぞれの関係機関は各現場で活動する職員で情報を共有させることにより、活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

4 現地調整所の設置主体

- (1) 現地調整所の設置が必要と判断される場合、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に現地調整所を設置する。
- (2) 関係機関が、既に現地調整所を設置している場合、市は、市の職員を積極的に参画させることが必要となる。

このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要となる。

注．現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

2 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等

ア 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

イ 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うことを要請するよう求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

ア 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

イ アの場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 市対策本部の廃止

(1) 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(2) 市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会に市対策本部の廃止を報告する。また、表3-1の関係機関に対して、速やかに、市対策本部を廃止したことを通知する。

- (3) (1)の場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、市長が、必要と認めるときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部及び県対策本部等との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

市は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 近隣市対策本部との連携

市は、近隣市対策本部と国民保護措置の実施に当たり、必要となる情報の共有化を行い、連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

ア 市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関¹⁵（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

ア 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

¹⁵ 県教育委員会、県公安委員会等の各種委員会をいう。

イ アの場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。
- (2) 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする神奈川県地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊指令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- (3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動¹⁶及び知事の要請に基づく出動¹⁷）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。
 - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - その他事務の委託に関し必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

¹⁶ 自衛隊法第78条

¹⁷ 自衛隊法第81条

ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める¹⁸。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援
市長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
 - ア 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断す

¹⁸ 地方自治法第252条の17。

る。

イ 市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域等¹⁹におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所²⁰等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導（国民保護法第70条関係）
- (2) 避難住民等の救援（同法第80条関係）²¹
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第115条関係）
- (4) 保健衛生の確保（同法第123条関係）

¹⁹ ボランティアの活動地域（国民保護法第22条の安全の確保が図られる地域）は、原則として、避難先地域（武力攻撃災害が発生していない地域）とするが、事態が終了し安全が確保されると判断された場合は、要避難地域に指定された地域等で活動を行うことも想定される。

²⁰ 国民保護法において、指定する上では「避難施設」、開設後は「避難所」としている。

²¹ 国民保護法第80条第1項では、知事又は県の職員が行うと規定されているが、同法第76条及び同法施行令第11条により準用する災害救助法施行令第23条の規定により、知事から市長に通知があった場合は、同法第80条に規定する知事等の権限に属する事務を市長が行うことができる。

第4章 警報及び避難の指示等

図3-4 住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等

国（国対策本部長）	神奈川県（知事）	綾瀬市（市長）	指定地方公共機関（放送事業者）
<p>対処基本方針等 閣議決定 対策本部を設置すべき地方公共団体の閣議決定（指定の通知）</p>	<p>県対策本部の設置</p>	<p>市対策本部の設置</p>	
<p>警報の発令（通知） 武力攻撃事態等の現状・予測 武力攻撃等発生等地域 その他住民等への周知事項</p>	<p>警報の通知 警報の発令の内容 警報の伝達等 利用者が多い施設の管理者、 報道発表等</p>	<p>警報の通知 警報の発令の内容 警報の伝達 住民・関係団体等 (サイレン等により伝達) 利用者が多い施設の管理者</p>	<p>警報の放送 警報の解除 の放送</p>
<p>避難措置の指示（通知） 要避難地域 避難先地域 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要</p> <p>注：避難とは、知事からの指示に基づき、要避難地域から避難先地域等（屋内を含む。）に逃れること、退避とは、市長等からの指示に基づき、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。</p>	<p>要避難地域を管轄 避難の指示（通知） 避難措置の指示の内容のほか 主要な避難の経路 避難のための交通手段 その他避難の方法</p> <p>避難の指示の報告</p> <p>避難先地域を管轄 避難住民の受け入れのための措置の実施</p>	<p>要避難地域を管轄 避難の指示の伝達 住民・関係団体等 (サイレン等により伝達) 利用者が多い施設の管理者 避難住民の誘導等 避難実施要領の作成 避難住民の誘導等</p> <p>避難先地域を管轄 避難住民の受け入れのための措置の実施</p>	<p>避難の指示 の放送 避難の指示 の解除 の放送</p>
<p>警報の発令前</p> <p>注：武力攻撃災害緊急通報は、武力攻撃災害から住民の生命等に対する危険を防止するため、緊急の必要があるとき知事が発令する（なお、警報は、武力攻撃から住民の生命等を保護するため、緊急の必要があるときに発令される）。 警報は、比較的広範囲の地域、緊急通報は限定された地域を対象とする。</p>	<p>緊急通報の発令（通知） 武力攻撃災害の現状・予測 その他住民への周知事項 緊急通報の伝達 利用者が多い施設の管理者、 報道発表等</p> <p>緊急通報発令の報告</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の要請</p> <p>退避の指示（通知）</p> <p>注：第7章第2の1に規定</p>	<p>緊急通報の伝達 住民・関係団体等 (サイレン等により伝達) 利用者が多い施設の管理者</p> <p>退避の指示 市長が、屋内への退避や危険な地域からの一時的な退避の指示</p> <p>退避の指示の通知</p>	<p>緊急通報 の放送</p> <p>警察官は、市長等の退避の指示を待っていないとまがない場合や市長等から要請があった場合に退避を指示することができることとされている。</p>

注：県及び市は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表2-7(P28)で定める公私の団体等及び表2-9(P29)で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

〈警報の内容〉

武力攻撃事態等の現状及び予測

武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域

その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関及び表2-8(P29)で定める「その他の関係機関」に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

綾瀬市ホームページ：<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>

2 警報の内容の伝達の方法

(1) 警報の内容の伝達については、原則として次の要領により行う。²²

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

²² 全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され瞬時に国から警報の内容が送信することが可能となった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。この場合、次の点に留意する。

ア 消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。また、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や武力攻撃災害時要援護者等に対し、個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよう配慮する。

イ 市は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障害者及び外国人等に対する伝達に配慮し、災害時への対応として作成を進めている災害時要援護者の避難支援プランを活用することなどにより、武力攻撃災害時要援護者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう配慮する。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し、速やかに警報の内容を伝達するよう特に配慮する。

3 警報の解除の伝達等

市は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

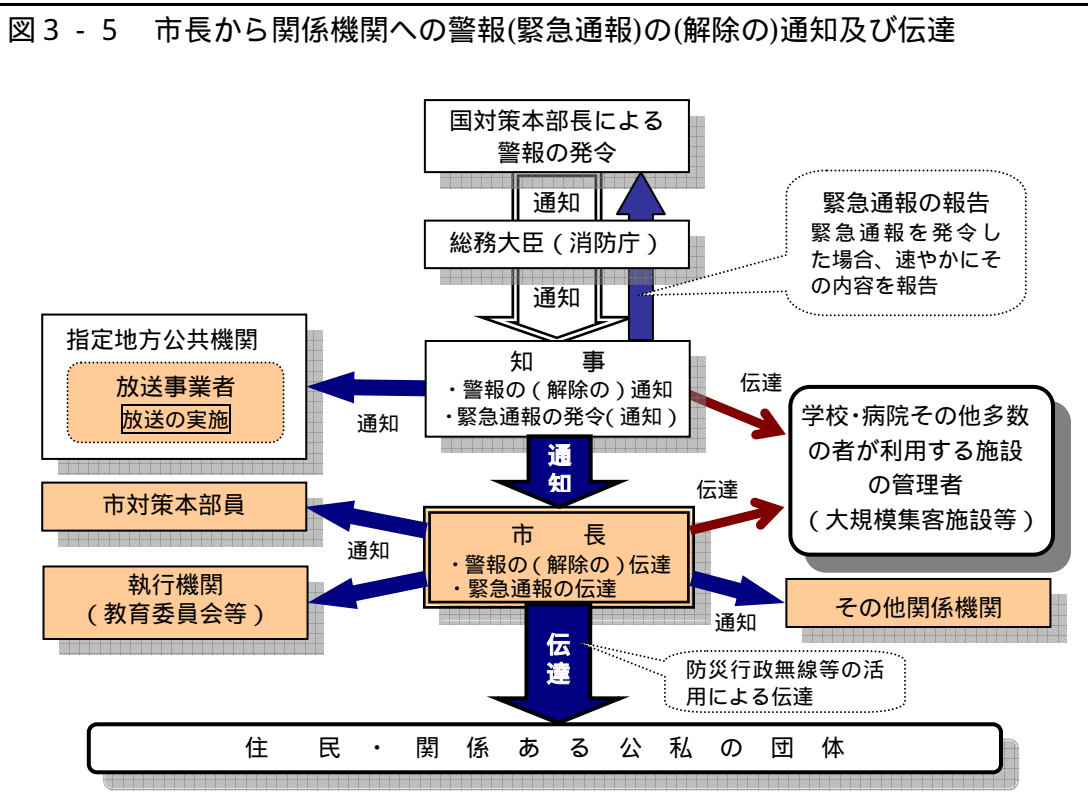
4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。

5 米海軍厚木航空施設内の日本人従業員等への警報の伝達

施設内で勤務する日本人従業員等への警報の伝達については、政府と米軍側との協議

結果である「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について（平成18年9月21日付け閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」を踏まえ、県と連携して米軍側とさらに協議を進め、協議結果に基づき必要な事項を定めることとする。



第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。

(2) 避難の指示の住民への伝達

ア 市長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達等に準じて、次の避難の指示の内容を、住民に対して、迅速に伝達し、関係機関に通知する。

〈避難の指示の内容〉

要避難地域

避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）

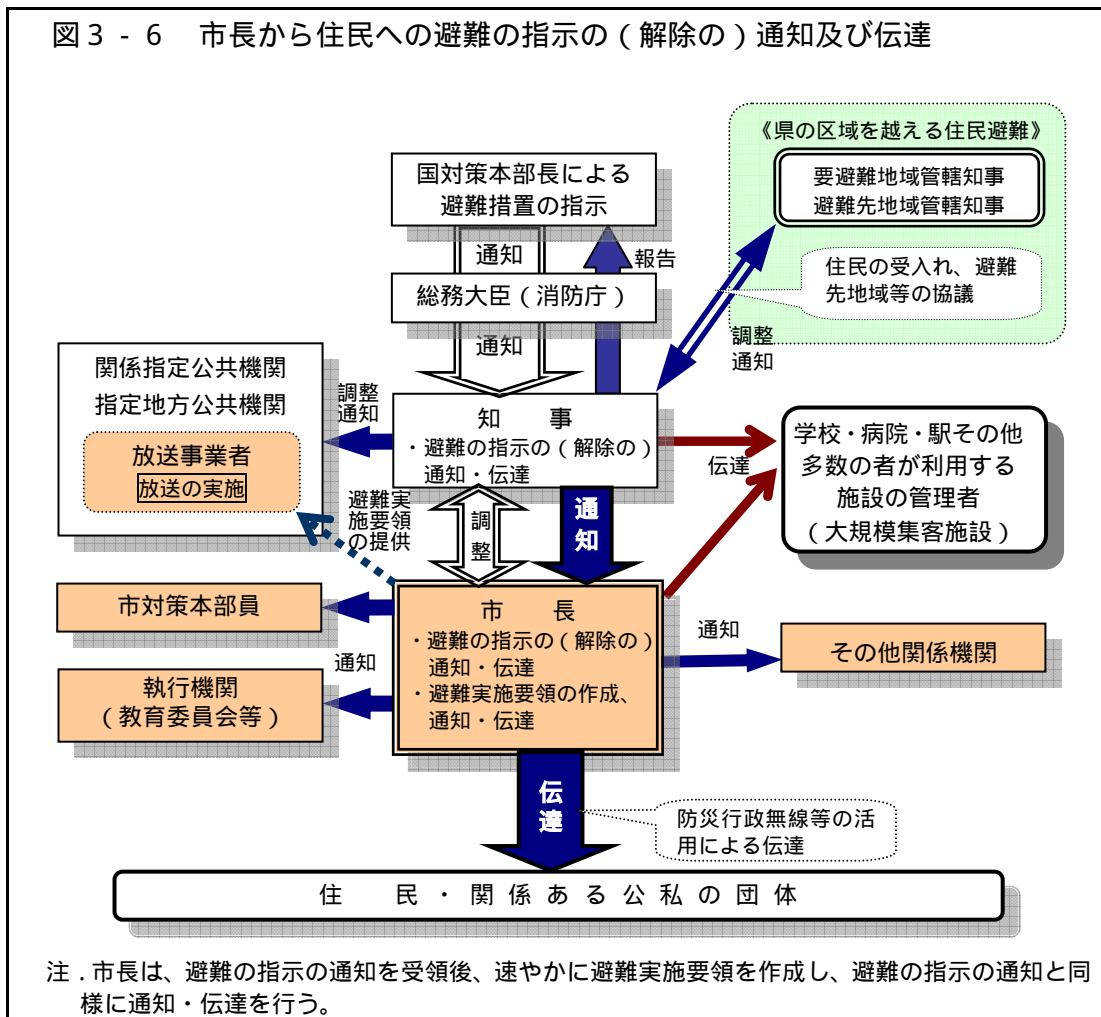
関係機関が講ずべき措置の概要

主要な避難の経路

避難のための交通手段

その他避難の方法

イ アの場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示を確実に伝達し、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。



2 避難実施要領の策定等

(1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

- ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。
- イ 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
- ウ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項

避難実施要領の策定に当たっては、次の点を考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認

要避難地域及び避難先地域

市及び他の関係機関が講ずべき措置の概要

主要な避難の経路及び避難のための交通手段

その他避難の方法

イ 事態の状況の把握

警報の内容

被災情報等の収集及び分析

避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は市長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握

ウ 避難住民の概数の把握

エ 誘導の手段の把握

屋内避難

徒歩による避難

運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難

オ 運送手段の確保の調整

県及び県警察等との運送手段の調整

運送手段の確保等についての県との役割分担

運送事業者との連絡体制の確保

一時集合場所（要避難地域及び避難先地域）の選定

カ 武力攻撃災害時要援護者の避難方法

災害時要援護者の避難支援プラン²³登録者及び避難方法の把握

市対策本部における武力攻撃災害時要援護者支援班等の設置

キ 避難経路や交通規制の調整

県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整

道路の状況に係る道路管理者との調整等

ク 職員の配置

職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所（現地調整所含む。）避難先地域への派遣等〕

県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等

ケ 関係機関との調整

現地調整所の設置

関係機関との連絡手段の確保

コ 自衛隊及び在日米軍との避難経路や避難手段の調整

(3) 避難実施要領に定める事項

ア 避難実施要領に定める事項

²³ 災害時要援護者の避難支援プランについては、現在作成を進めている。

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

その他、避難の実施に関し必要な事項

イ 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、表3-3の項目に沿った内容について記載する。

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表3-3 避難実施要領に定める事項

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	内容
避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項	要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
	一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
	集合に当たっての留意事項	集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、武力攻撃災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
	避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	市職員、消防職員及び消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係する市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

その他、避難の実施に関し必要な事項	高齢者その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び自治会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。
	要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
	避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。 なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。
	避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

- ア 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。
- イ 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- ウ 市長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難に際しての留意事項

(1) 国対策本部長による利用指針の調整

- ア 自衛隊及び在日米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ アの場合、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、

施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

イ 避難住民を誘導する場合、避難実施要領に基づき、自治会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

エ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な武力攻撃災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行う。

イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、武力攻撃災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 市長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化

に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第3編第2章の1の(6)に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

ア 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

イ 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、市等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者及び障害者への配慮

市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため、災害時要援護者の避難支援プランに基づき、武力攻撃災害時要援護者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民からの相談に対応するなど、住民の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民に周知徹底

底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があった場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

ア 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

ア 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

イ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

5 避難住民の復帰のための措置

(1) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて住民及び関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された場合、2の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、4の避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

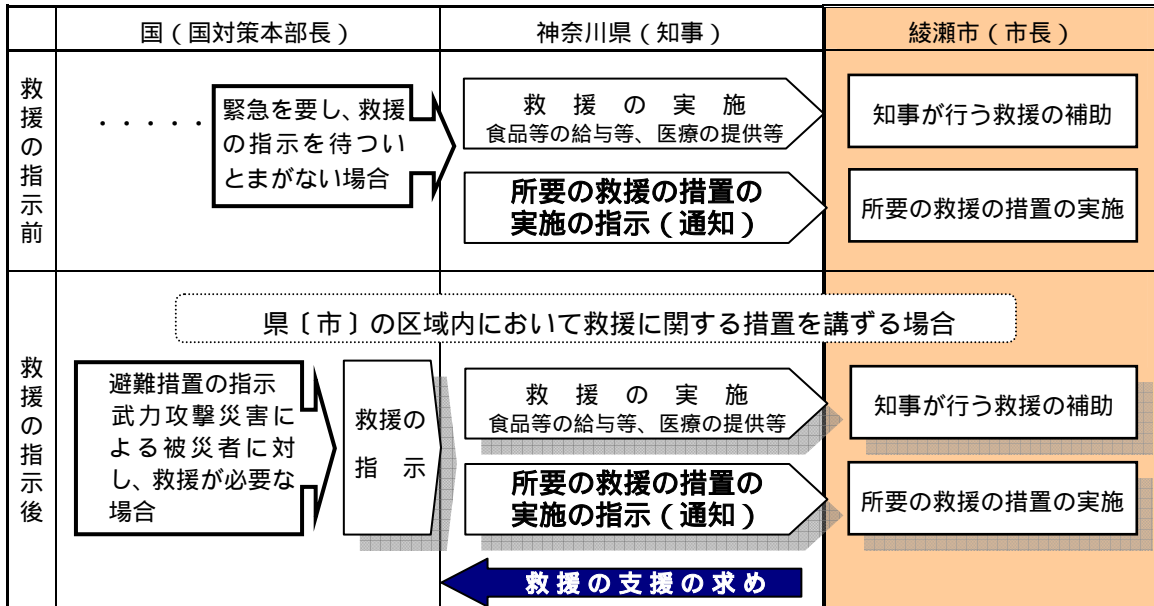
6 米海軍厚木航空施設内の日本人従業員等に対する避難の指示の伝達等

施設内で勤務する日本人従業員等に対する避難の指示の伝達及び避難誘導については、政府と米軍側との協議結果である「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について（平成18年9月21日付け閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」を踏まえ、県と連携して米軍側とさらに協議を進め、協議結果に基づき必要な事項を定めることとする。

第5章 救援

市長は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うことがあるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-7 救援に関する措置における国、県及び市の対応等



1 救援の実施

(1) 救援の基準等

ア 市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき行う。

イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法の基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、同基準第1条第3項の規定に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社神奈川県支部との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社神奈川県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援を関係機関の協力を得て実施する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設

市は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定し、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知する。

ウ 避難所の運営管理

市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、県職員及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好な状態とするよう努める。また、プライバシーの確保に配慮する。

市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住家に被害を受け、自己の資力では復旧できない者に対し、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。

イ 応急仮設住宅等への入居募集

市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、武力攻撃災害時要援護者の入居を十分配慮する。

ウ 市営住宅等への一時入居

市は、その管理する市営住宅の空き住宅を積極的に活用するよう努める。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

ア 応急給水

市は、飲料水兼用耐震性貯水槽及び県企業庁吉岡配水池に確保されている飲料水等を使用し、応急給水を行う。飲料水が不足する場合は、県内広域水道企業団等に供給を要請する。

応急給水は、給水用タンク、キャンパス水槽等を積載したトラックにより給水する。この場合、必要に応じて、綾瀬市管工事業協同組合等に応援を要請する。

イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動

市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要数量の見積りを行う。

市は、備蓄食糧、応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

(4) 生活必需品の給与等

ア 市は、避難住民等の人数を把握し、生活必需品の必要数量の見積りを行う。

イ 市は、備蓄生活必需品及び応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

(5) 医療の提供及び助産

ア 医療救護班の編成

市は、災害の程度に即応した救護活動を行うため、市三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力を得て、医療救護班を編成する。市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

イ 救護所の設置

市は、救護活動を行うため、災害の規模、程度等の状況に応じて被災地付近の安全な場所を選定し、救護所を設置する。

ウ 後方医療施設等への搬送

市は、救護所で対応困難な重傷者等を、災害医療拠点病院等の後方医療施設へ搬

送する。

(6) 被災者の捜索及び救出

市及び消防機関は、県警察と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 埋葬及び火葬

ア 市は神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、県及び所轄警察署と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施する。

イ 市は、遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は遺族等に遺体の引渡しをできない場合等は、火葬場に遺体を搬送して火葬を行う。

(8) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機その他必要な通信設備を確保する。

(9) 学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(10) 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定されるものを捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 死体の処理

市は、地域防災計画に定められた遺体収容場所に遺体収容所を開設し、捜索により収容された死体を収容する。

市は、必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

市は、収容された死体の身元引受人を調査し、引取人が判明したときは、所轄警察署による見分・検視及び医師による検案終了後に、死体の引渡しを行う。また、身元が確認できない死体については、市が引渡しを受ける。

市は、身元が確認できず所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)により処理するものとする。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態であり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することが出来ない者に対して除去を実施する。

4 救援の補助

市長は、前述で実施することとされた措置を除き、知事が実施する救援を補助する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次に掲げる措置を講ずることができる。ただし、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみに講ずることが出来ることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

ア 市長は、救援を行うために必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

イ 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

ウ 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

(3) 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

ア 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

イ アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

市は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として、電子メールにより送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や、電話等により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知を図る。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により安否情報の照会を行う者の本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市対策本部等対応窓口への様式の提出による照会

運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う。

電話、ファックス、電子メール等による照会

市長が適当と認める方法により本人確認を行う²⁴。

イ 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を安否情報回答書の様式により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、安否情報省令報告書の様式の備考欄等に記載する。

(3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応

市は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受け付け回答する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。

²⁴ 具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下、「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適当とされる。（平成18年4月3日付け消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について）

この場合において、市は安否情報省令及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

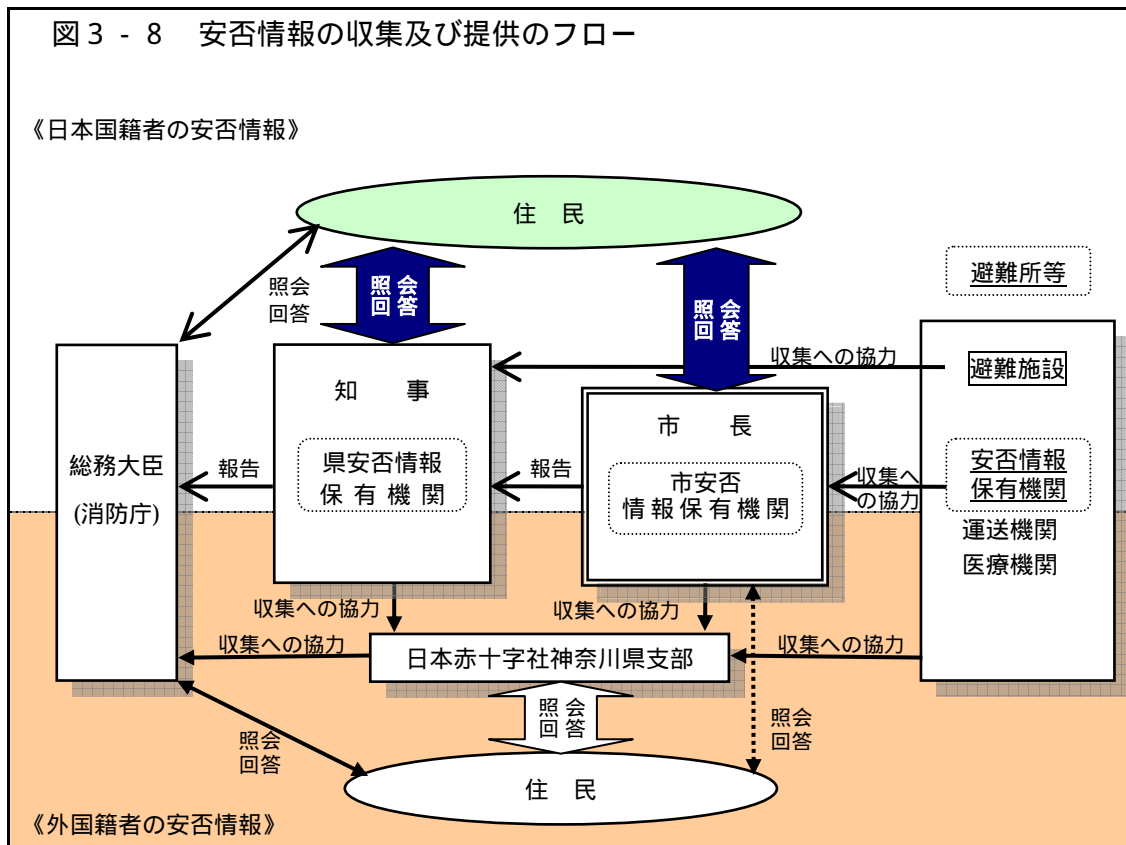
4 日本赤十字社に対する協力等

(1) 日本赤十字社神奈川県支部に対する協力

市は、日本赤十字社神奈川県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

(2) 外国人に関する安否情報の提供²⁵

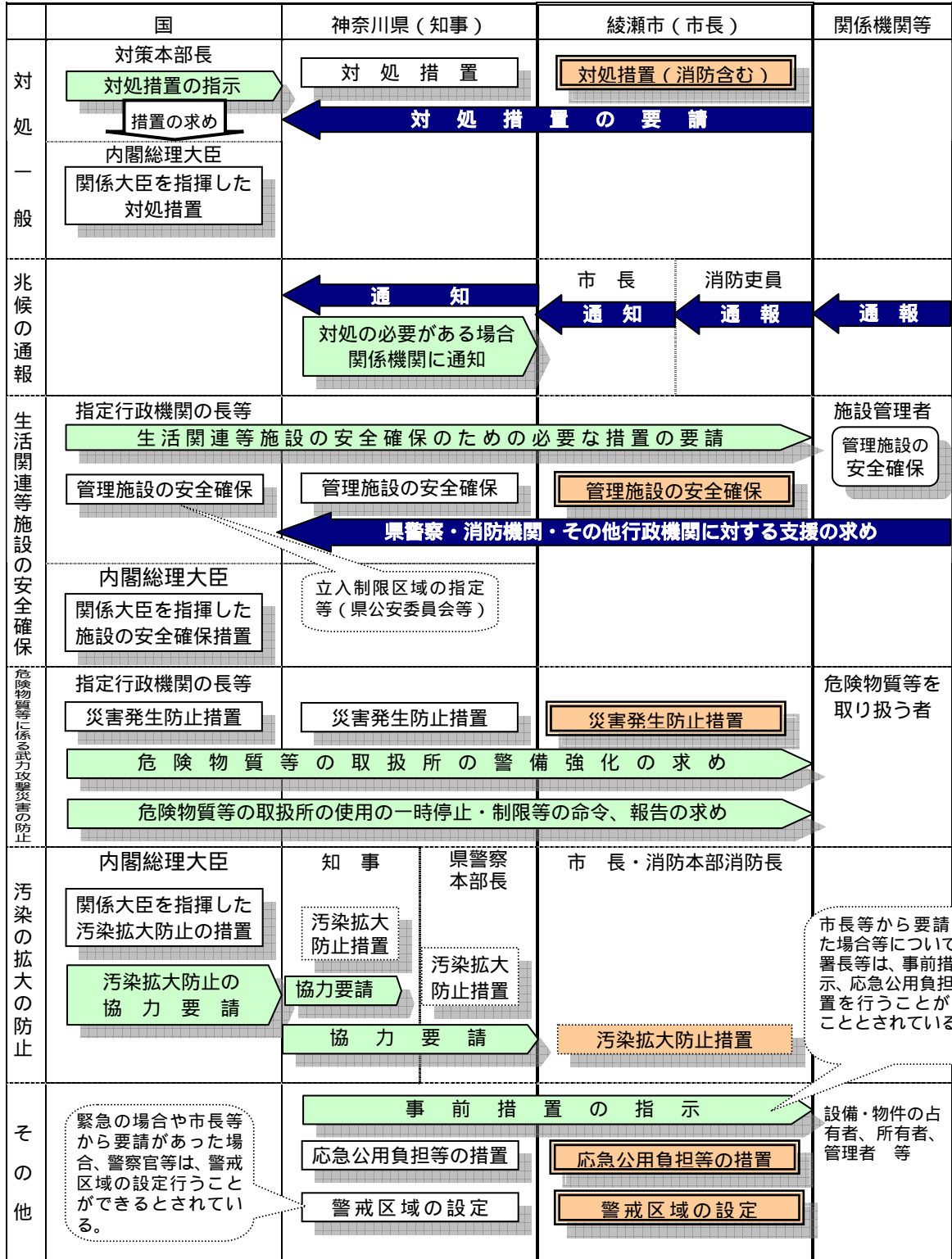
市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。



²⁵ 外国人が被災者等である場合の安否情報の回答については、国民保護法第96条に日本赤十字社が行うよう義務付けられているが、当該規定は「地方公共団体が外国人に関する照会に対し回答することを妨げるものではない」ため「各地方公共団体の判断により、外国人に関する照会があった場合に回答することは差し支えない」との考え方が「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会 報告書（平成18年3月）」に示されている。

第7章 武力攻撃災害への対処

図3-9 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市の対応等



注：緊急通報の発令及び退避の指示については、第3章図3-5に記載。

第1 武力攻撃災害への対処

市は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、市長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

イ 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断するときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき。

敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき。

ウ アの場合、退避の指示に際し、必要により、第3編第2章1(6)に定める現地調整所を設け、又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等を行う。

ウ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況

等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察及び自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う市職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

【参考4 退避の指示等について】

1 退避の指示

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に逃れさせるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

2 警戒区域の設定との相違

警戒区域の設定とは、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ N B C兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な

知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

ロープ、標示板等により区域を明示するとともに広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、1の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置²⁶

²⁶ 消防組織法第6条ほか

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

イ アの場合、消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処措置を行う。

また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請²⁷

ア 市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

イ 市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町又は組合に対し、神奈川県下消防相互応援協定書（平成12年4月1日締結）に基づく応援の要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請²⁸

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立²⁹

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速か

²⁷ 消防組織法第21条

²⁸ 消防組織法第24条の3、4ほか

²⁹ 消防組織法第24条の6ほか

つ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関等との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ³⁰の実施等について、大和保健福祉事務所、市医師会、最寄りの災害医療拠点病院等の医療機関及び日本赤十字社神奈川県支部綾瀬市地区等と緊密に連携した上で活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ アの場合、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県、県警察及び自衛隊等とともに現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、被災現場等において消防署と連携するとともに施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、消防署の支援等の活動を行う。

オ 市長又は消防長は、被災現場等で活動する消防職団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させる。

³⁰ 災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法

第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う市の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行う。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応する。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

ア 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ アの場合、市長は、必要に応じ、県警察、その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ 市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は表3 - 4のとおり。

表3 - 4 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

対 象	措 置 の 内 容
市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3） 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ 市長は、表3 - 4の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。

2 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

市は、NBC兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置等の実施

ア 市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、第2に定める退避を指示する。また、NBC兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

ア 市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機

関、県警察、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

イ アの場合、市長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応じ現地調整所を設置し、若しくは、他の現地对応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地对応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC兵器による攻撃により放射性物質等³¹による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核物質又は核兵器による攻撃の場合

市は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対し直ちに報告する。

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合³²

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

市は、大和保健福祉事務所が行う消毒等の措置に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

ア 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-5に掲げる権限を行使す

³¹ 放射性物質、放射線、サリン等の化学物質、生物剤、毒素、危険物質等を意味する（国民保護法第107条第1項を参考のこと）。

³² 生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

る。

イ 市長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員に、別に定める身分証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物等に立ち入らせることができる。

表3 - 5 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事・市長等の権限等

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	1．当該措置を講ずる旨 2．当該措置を講ずる理由
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	3．当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	4．当該措置を講ずる時期 5．当該措置の内容
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1．当該措置を講ずる旨 2．当該措置を講ずる理由 3．当該措置の対象となる建物又は場所 4．当該措置を講ずる時期 5．当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、収集した被災情報について、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により30分以内に被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 市は、避難先地域において、県及び市医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

イ アの場合、高齢者、障害者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び市医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援³³にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

³³ 水道法第40条ほか

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、適正な廃棄物処理体制を確立する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及びジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章³⁴

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（図3-10）。

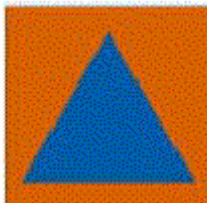
(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（図3-11）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等

図3-10 国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



³⁴ 特殊標章は武力攻撃事態等のみ適用（緊急対処事態発生時には、適用されない）

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県が交付を行い、医療関係者等が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。